

令和5年度札幌市検診情報システム管理運用業務

業 務 仕 様 書

札 幌 市

仕様書

1 業務名

令和5年度札幌市検診情報システム管理運用業務

2 業務内容

- (1) 委託検診データ入出力等業務
- (2) 引き継ぎ等業務
- (3) その他

3 契約期間

契約日～令和6年3月31日

4 履行場所

令和5年4～5月：旧札幌市中央保健センター3階電算室（中央区南3条西11丁目）
令和5年6月～令和6年3月：札幌市保健所4階（中央区大通西19丁目WEST19）

5 委託検診データ入出力等業務

(1) 実施要領の確認

本市から提供する検診ごとの実施要領を精読し、請求書及び明細書の記載方法について正しく理解すること。また、前年度の実施要領と比較して変更があるか確認し、入力業務に影響がある場合は、当年度の実施要領に合わせて運用を変更すること。

実施要領の変更等により、システムでのデータ入力やチェック処理に問題があると思われる場合は、本市に連絡して対応を協議すること。

(2) 伝票入力及びデータ取り込み

委託検診結果伝票のデータ入力及びチェックを行う。入力は、OCR装置で読取を行い、読取結果の確認及び修正後、CSVファイルに出力して、システムに取り込む。また、対がん協会及び結核予防会（肺がん検診のみ）、北海道健康管理センター（肝炎ウイルス検診のみ）のデータ（CD-R）を取込む。ただし、肺がん検診の精密検査（以下「精検」という。）及び北海道対がん協会が行った精検については、エクセルデータの結果から取り込み用データに変換のうえ、当該システムに取り込むものとする。

なお、取り込み用データに変換する際、専用プログラムを使用するため、パンチ入力を行うことは基本的にない。

ア 請求書及び明細書の仕分け及び確認業務

医療機関から札幌市あて送付される請求書及び明細書の仕分けに関する札幌市と受託者

との役割分担を下記のとおりとする。

(ア) 札幌市

医療機関から送付される請求書及び明細書を集約し、自己負担徴収者と自己負担免除者ごとに請求書及び明細書を仕分け、受託者へ渡す。

(イ) 受託者

札幌市から渡された請求書及び明細書に記載漏れ等がないか確認し、不備があるものは医療機関へ確認する。なお、この際、誤った請求書及び明細書を医療機関へ返送する必要がある場合、発送に係る作業は札幌市が行うものとする。そのため、受託者は差し替えを予定している医療機関のリストを作成し、提出すること。

イ 入力データの種類と件数

各医療機関から本市に提出される各検診の請求書及び明細書のデータを入力する。検診種ごとの想定枚数は下表のとおり。

検診種	請求書 (枚/年)	明細書 (枚/年)	データ取込 (件/年)
胃がん一次検診	約 1,000	約 8,100	約 14,000
大腸がん一次検診	約 3,400	約 35,000	約 26,000
子宮がん一次検診	約 930	約 57,000	約 13,000
乳がん一次検診	約 620	約 25,000	約 15,000
肺がん一次検診	—	—	約 24,000
前立腺がん一次検診	約 800	約 2,900	約 1,000
胃がん精検	約 270	約 300	約 340
大腸がん精検	約 470	約 920	約 1,600
子宮がん精検	約 190	約 740	約 130
乳がん精検	約 270	約 800	約 290
肺がん精検	—	—	約 530
ピロリ菌検査結果	—	約 200	約 10
前立腺がん精検	約 50	約 50	約 50
胃がんリスク判定	約 130	約 460	約 160
肝炎ウイルス検診	約 2,300	約 35,000	—
歯周疾患検診	約 2,400	約 5,000	—
子宮頸がん検診 (妊婦一般健康診査実施分)	—	約 13,000	—

※件数は過去実績に基づく。

ウ OCR読取

OCR装置にセットできないもの（クリップ、ホッチキス、証明書類等）を取り外してから、請求書と明細書をOCR装置で読み取る。請求書は複写2枚のうち1枚だけを読み

取る。

請求書と明細書をOCR装置で読み取った後、読取結果画面で伝票イメージと読取結果を比較して正しく読取できているか確認し、誤っている場合は読取結果を修正する。伝票イメージは画面上部に、読取結果は画面下部に表示されるため、項目の対応付けに誤りがないように十分注意すること。

また、明細書は複写用紙の2枚目であり、汚れ等が読み取られる可能性があるため、その点にも注意する。

OCR装置には複数枚一度にセットできるが、用紙の状態によっては連続での読み取りができないため、読み取りできずに排出された用紙は再度セットして読み取りを行い、全ての伝票を確実に読み取ること。

エ 読取伝票の種類

伝票は原則、本市でOCR読取用として作成した用紙に医療機関で手書きしたものであるが、OCR非対応の旧様式で提出される場合もある。旧様式の伝票をOCR装置で読み取ると、読取結果は実際の伝票とは全く異なったものになるため、画面上に表示される伝票イメージを見ながら、読取結果の欄に全項目手入力する。また、本市で作成した用紙ではなく、それに準じて独自に作成した様式で提出する医療機関もあるが、その中にはOCR装置で正しく読み取れないものもある。その場合も画面上に表示される伝票イメージを見ながら、正しく読み取れなかった項目を手入力する。

旧様式や医療機関独自様式のために画面で手入力した場合は、入力した内容をチェックする必要がある。システムに取り込まれたデータをCSVで出力し、それをExcelで整形するなどしてチェックリストを作成し、読み合わせチェックを行うこと。

OCR読取、確認、修正後、CSVファイルに出力してシステムに取り込む際に、エラーまたは警告が表示された場合は、その内容に応じて読取結果の修正を行い、再度CSV出力とシステムへの取込を行う。

オ 住民特定

伝票に記載されたカナ氏名、性別、生年月日により、システムにて住民の特定が行われるが、複数存在する場合は住民検索画面で他の条件を手がかりにして該当者を特定したり、該当する者が存在しない場合は姓が変更した可能性を考慮した条件で検索するなどして、住民を特定する。それでも見つからない場合のみ住民仮登録を行って、伝票のデータを取り込む。

カ 記載漏れ、不明事項等の対応

記載漏れや記載誤りがあると思われる場合は、各医療機関へ電話で問い合わせを行い、回答に従って入力する。

問い合わせの結果、請求書に誤りがある場合は、各医療機関に電話して請求書の再作成を依頼する。その他、請求印が不鮮明など、請求書が請求処理に適さない場合についても

請求書の再作成を依頼する。

キ 医療機関コード登録

請求書に記載されている医療機関コードがマスタに登録されていない場合は、医療機関マスタへの登録を行ってから、伝票のデータをシステムに取り込む。

(3) 委託料集計、支払データの確認及び本市財務会計用データ出力業務

ア 実施内訳書の出力、データ確認

以下の実施内訳書を出力し、内容を確認する。

- ・胃がん検診（一次・精検）
- ・大腸がん検診（一次・精検）
- ・子宮がん検診（一次・精検）
- ・乳がん検診（一次・精検）
- ・前立腺がん検診（一次・精検）
- ・ピロリ菌検査結果
- ・胃がんリスク判定
- ・肝炎ウイルス検診
- ・歯周疾患検診

伝票を医療機関コード順に並べ、医療機関ごとに、請求書の区分ごとの金額及び合計金額と、実施内訳書の内容が一致していることを確認する。一つの医療機関の請求書が複数に分かれてくる場合でも実施内訳書上は明細1件にまとまるため、その場合は複数の請求書を合わせた金額で確認すること。

実施内訳書の医療機関名称が請求書の医療機関名称と異なる場合、医療機関マスタに登録されている医療機関名称を請求書の医療機関名称に合わせて修正する。

イ 請求書の取りまとめ

複写2枚のうち1枚を請求処理用としてまとめる。請求書は医療機関コード順に並べ、漏れがないように実施内訳書と照らし合わせて確認すること。

(4) 医療機関の問い合わせ対応及び請求方法指導

実施要領は医療機関にも配布するが、請求書及び明細書の記載方法等について医療機関から履行場所に電話で問い合わせが来ることがある。その場合は、実施要領に基づいて分かりやすく回答すること。

請求書及び明細書の不備が多い医療機関には、正しく記載するよう電話にて指導を行う。

(5) データ等の搬送業務

保健所健康企画課と履行場所間における伝票及び帳票等の搬送を、毎週月曜日から金曜日（平日のみ）に定期的に行う。なお、搬送に使用する交通用具や帳票類を入れるケース等に

については受託者が用意する。施錠可能なケース等を用いたり、複数名で搬送したりする等、個人情報が流出することがないように注意すること。

履行場所が札幌市保健所4階となる期間についても、施設内の動線について委託者の指示に従い、個人情報が流出することがないように注意すること。

6 引き継ぎ等業務

(1) 現受託業者からの引き継ぎ

受託者は令和5年4月1日から2(1)委託検診データ入出力等業務を行うことになるが、2(2)引き継ぎ等業務については現受託業者から契約日～令和5年3月31日までの期間に引き継ぎを受けるものとする。

(2) 令和6年度の入札等を経て当該業務を受託した業者（以下「後任受託者」）への引き継ぎ

ア 一般競争入札告示後の業務詳細調査対応

新規受託者は令和6年度当該業務に係る一般競争入札告示後、最大1か月間の入札参加希望者の現地調査に対応すること。期間は令和5年11～12月頃を予定。

イ 引き継ぎ業務

受託者が翌年度の当該業務を受託しなかった場合、令和5年12月～令和6年3月までの期間に後任受託者へ引き継ぎを行うものとする。

7 その他の業務

(1) 過去歴照会

本市から過去歴照会依頼があった場合は、システムで過去歴を参照して回答する。

(2) その他

- ・履行場所における機器類の清掃、整理整頓
- ・消耗品の交換、在庫確認

8 使用機器

委託者が用意するOCR装置、PC、モノクロレーザープリンタを用い、OCR装置と接続してあるPCで伝票読取を行い、それ以外のPCで読取結果確認、修正等を行う。

9 システム運用時間

月曜日から金曜日（祝日及び12月29日から1月3日を除く）の午前8時45分から午後5時15分

ただし、システム運用上から上記時間を超えて行うことがある。また、月によって伝票の枚数が異なり、繁忙期は通常より作業時間が3割程度多くなることが想定される。特に処理期限の短い4月が繁忙期となることが想定されるため、初めて当該業務を引き受ける受託者は、引き継ぎ期間から業務内容を把握するとともに、確実に業務を遂行できる人材を整備するなど周到に準備したうえで業務に臨むものとする。

10 提出書類

作業日報

作業実績報告書（月次報告）

11 委託検診の支出データ・実施内訳書提出期限

(1) がん検診・肝炎ウイルス検診

	請求書締切	明細件数	支出データ・実施内訳書 提出期限
3月分	4月10日	14,900	4月25日
4月分	5月15日	12,200	6月30日
5月分	6月15日	13,100	7月31日
6月分	7月18日	14,400	8月31日
7月分	8月15日	14,900	9月29日
8月分	9月15日	15,000	10月31日
9月分	10月16日	16,000	11月30日
10月分	11月15日	17,400	12月22日
11月分	12月15日	16,500	1月24日
12月分	1月15日	14,600	2月21日
1月分	2月15日	13,700	3月14日
2月分	3月15日	14,400	3月28日

※件数は過去実績に基づく。

(2) 歯周疾患検診

	請求書締切	明細件数	支出データ・実施内訳書 提出期限
3月分	4月17日	430	4月27日
4月分	5月15日	270	5月25日
5月分	6月15日	430	6月26日
6月分	7月18日	430	7月28日
7月分	8月15日	430	8月25日
8月分	9月15日	430	9月25日
9月分	10月16日	430	10月26日
10月分	11月15日	430	11月27日
11月分	12月15日	430	12月25日
12月分	1月15日	430	1月25日

1月分	2月15日	430	2月26日
2月分	3月15日	430	3月25日

12 担当者の配置

本業務の目的を達成するために、統括責任者1人、担当者1人以上を配置し、札幌市担当者と密接な連絡を取り、誠実に業務を執行することとする。

13 その他

- (1) 契約金額には、引き継ぎや業務の実施に必要な経費一切を含むものとする。
- (2) 本仕様書に定めがない事柄や疑義が生じた場合は、双方協議のうえ定める。
- (3) 受託者は、本業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を遵守する。

14 担当部局

〒060 - 0042 札幌市中央区大通西 19 丁目

札幌市保健福祉局保健所健康企画課健康対策係 伊藤・森

電話：011-622-5151 FAX：011-622-7221

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(注) 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することとする。

業務責任者

作業日報

1、作業日

令和 年 月 日(曜日)

2、作業時間

開始: 時 分 ~ 時 分

3、作業従事者

4、連絡事項

令和 年度 月 作業実績報告書

●●会社

1、OCR 取り込み・チェック・修正・入力

入力原票	請求書	明細書	入力原票	請求書	明細書
胃がん(一次)	枚	枚	胃がん(精検)	枚	枚
大腸がん(一次)	枚	枚	ピロリ菌検査	枚	枚
子宮がん(一次)	枚	枚	大腸がん(精検)	枚	枚
乳がん(一次)	枚	枚	子宮がん(精検)	枚	枚
前立腺がん(一次)	枚	枚	乳がん(精検)	枚	枚
胃がんリスク判定	枚	枚	前立腺がん(精検)	枚	枚
(がん・精検)(過年度)	枚	枚	肝炎ウイルス検診	枚	枚
歯周疾患検診	枚	枚	肝炎ウイルス検診(過年度)	枚	枚
歯周疾患検診	枚	枚	妊婦健診の子宮頸がん検診	枚	枚

2、結果取り込み

作業項目	件数
対がん協会(月分)	件
対がん協会肺がん(月分)	件
対がん協会精検	件
対がん協会精検(過年度)	件

作業項目	件数
予防会肺がん(8月分)	件
	件
	件

3、納品

作業項目	種類
実施内訳書出力・チェック	種類
支出処理・納品前作業	種類

4、マスタ・住民情報管理

作業項目	件数
医療機関登録・修正	件
住民仮登録	件

5、問い合わせ

作業項目	件数
医療機関問い合わせ	件

6、その他

作業項目	件数
過去履歴照会	件

7、搬送

作業項目	回数
搬送	回